

# 千葉県青少年健全育成事業補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 市長は、青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成団体等が行う青少年健全育成事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該青少年育成団体等に対し補助金を交付する。

## (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

### (1) 補助事業

補助金の交付対象となる事業で、別表第1の補助事業の種目の欄に掲げるものをいう。

### (2) 青少年健全育成団体等

青少年を健全に育成するため、青少年に対する指導、育成、保護及び矯正を図ることを目的とした団体等（ただし、スポーツや音楽等を主たる活動目的として設置又は運営している団体は除く。）で、別表第1の補助事業者の欄に掲げるものをいう。

### (3) 青少年健全育成事業

青少年健全育成団体等が行う事業で、別表第1の補助事業の種目に応じ、それぞれ補助事業の内容の欄に掲げるものをいう。

### (4) 青少年

概ね小学生以上25歳までの者をいう。

## (補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。

## (交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県青少年健全育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、別表第1の6に該当する団体の申請は、公募によるものとし、公募にあたっての募集要項については別途定める。

### (1) 補助事業計画書

### (2) 補助事業収支予算書

### (3) その他市長が必要と認める書類

## (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) 公募により申請された事業については、千葉県青少年育成団体等選考委員会(以下、「選考委員会」という)において、審査を行い、補助金の交付の可否及び交付額を決定する。なお、選考委員会の設置及び運営については別途定める。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉県青少年健全育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県青少年健全育成事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める日までに千葉県青少年健全育成事業実施報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉県青少年健全育成事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県青少年健全育成事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県青少年健全育成事業補助金一括(分割)事前請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は千葉市青少年健全育成事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市青少年健全育成事業補助金返還命令書(様式9号)によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市青少年健全育成事業補助金交付要綱は、昭和60年度分の補助金から適用し、昭和59年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

	補助事業の種目	補助事業者	補助事業の内容
1	青少年育成委員会活動事業	青少年育成委員会	青少年が健全な青少年団体グループに参加することを奨励する諸活動 親の自覚を促し家庭を健全にするための諸活動 青少年保護育成思想の啓発に関する諸活動 青少年を取り巻く不良環境の排除と健全な環境づくりに関する諸活動 青少年の非行化及び事故防止に関する諸活動 青少年関係機関に対する協力 体育やレクリエーションを奨励する諸活動 勤労青少年の余暇善用に関する諸活動 青少年の福祉増進に関する諸活動 青少年の関係団体との連絡調整 その他市長が必要と認める活動
2	青少年相談員活動事業	青少年相談員連絡協議会	青少年の日常生活その他の行動に関わる相談、助言及び指導 青少年相談員活動に必要な会議 青少年健全育成啓発活動 社会環境浄化促進活動 地域青少年団体加入促進活動 青少年相談員の研修及び講習会 各種行事等における相談員活動 その他市長が必要と認める活動
3	青少年補導員活動事業	青少年補導員連絡協議会	青少年補導活動に必要な会議 青少年補導員の全体研修会 青少年健全育成啓発活動 社会環境浄化促進活動 関係機関との意見交換 ブロック研修、補導及び列車補導活動 各種行事などにおける補導員活動 その他市長が必要と認める活動
4	子ども会育成事業	子ども会育成連絡会	子ども会活動に必要な会議 子ども会の全体研修会 青少年健全育成啓発活動 社会環境浄化促進活動 関係機関との意見交換 地区ブロック研修活動 各種行事などにおける子ども会役員活動 その他市長が必要と認める活動
5	知的障害青年学級事業	知的障害青年学級事業 開設団体	活動に必要な会議 団体の全体研修会 青少年健全育成啓発活動 社会環境浄化促進活動 関係機関との意見交換 地区研修活動 各種行事などにおける役員活動 その他市長が必要と認める活動
6	青少年育成団体等事業	1～5以外の青少年 健全育成団体等	活動に必要な会議 団体の全体研修会 青少年健全育成啓発活動 社会環境浄化促進活動 関係機関との意見交換 地区研修活動 各種行事などにおける団体役員活動 その他市長が必要と認める活動

別表第2

	補助事業の種目	対象経費	補助率
1	青少年育成委員会活動事業	報償費 旅費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 火災保険料 使用料・賃借料 備品購入費 委託料 負担金	対象経費の額(補助対象事業について他からの収入額がある場合にはこれを控除した額)の10分の10以下
2	青少年相談員活動事業		
3	青少年補導員活動事業		
4	子ども会育成事業	報償費 旅費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 火災保険料 使用料・賃借料 委託料 負担金	対象経費の額(補助対象事業について他からの収入額がある場合にはこれを控除した額)の3分の2以下
5	知的障害青年学級事業	報償費 旅費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 火災保険料 使用料・賃借料 委託料 負担金	対象経費の額(補助対象事業について他からの収入額がある場合にはこれを控除した額)の2分の1以下
6	青少年育成団体等事業		

※食糧費については、会議等での飲食代を除く。

※委託料については、イベント会場の設営、撤去、清掃又はイベントの実施により発生した廃棄物の運搬若しくは処理を業者に依頼して実施する費用に限る。